



※盗難事件が発生しています！



蒲生駐在所管内において、導線や蛇口等の金属を狙った盗難事件が数件発生しました。

『窃盗罪』は

『10年以下の懲役または50万円以下の罰金』

という罰則が科されます。

泥棒は「音・光・人の目・時間がかかる」が大嫌いなので、これらを組み合わせて、泥棒の被害に遭わない対策を行いましょう！



○「音」が出る…

泥棒は音が出るのを嫌います。大きな音が出ると周りの人に気付かれてしまうからです。通り道に玉砂利を敷いたり、ドア、窓にセンサーや警報器をつけるなどして、音で泥棒を威嚇しましょう。

○「光」が出る…

泥棒は目立つことが大嫌いです。明かりがあることで周囲の人に気付かれたり、暗闇に隠れることができないからです。玄関前や駐車スペース、死角にセンサーライトを設置するなど、光を使って泥棒を威嚇しましょう。

○「人の目」…

泥棒は人に見られたり、声を掛けられることを嫌います。住民同士のつながりを感じ、防犯意識の高い町だと感じるからです。日頃から住民同士のつながりを大切に、「見られている」ことを意識させましょう。

○「時間がかかる」…

泥棒は侵入に時間が掛かるのを嫌います。時間が掛かることで、見つかったり、捕まったりする可能性が高まるからです。窓ガラスやドアを頑丈なものに取り替えたり、補助錠を取り付けるなどして、侵入されにくい環境づくりを行うことが重要です。

不審者・不審車両を見たら、聞いたら、迷わず110番通報して下さい！

編集・発行

蒲生駐在所

始良署代表電話

TEL 0995-65-0110

不法就労・不法滞在防止のための 理解と協力の確保

近年、来日した外国人の犯罪組織についてみると、巧妙かつ効率的に犯罪を行うために様々な国籍の外国人が役割を分担するなど多国籍化しており、また面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んでいます。

【皆様へのお願い】

社会の健全な発展を図るため、不法滞在・不法就労問題について正しく理解し、外国人の不法滞在・不法就労をなくすよう御協力をお願いします。

- 働くことが認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した人は、法律により処罰される場合があります。
- 外国人の雇用に当たっては、必ずパスポートや在留カード等により、在留資格や在留期限等を確認してください。
- 「不法滞在・不法就労等」に関する情報をお持ちの方は、始良警察署・交番・駐在所まで御連絡ください。

薬物乱用防止

◎ 大麻の使用罪が施行されました！

令和6年12月から大麻の使用罪が施行されています。大麻は、その取扱いに関して免許を受けた人以外が勝手に所持、使用、栽培、譲渡、譲受などをしてはいけません。

◎ 若年層の大麻乱用増加！！

近年、若年層を中心とした大麻乱用が後を絶ちません！「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない。」などの誤った情報が氾濫しています。

間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう。

家族や友人が「薬物を使用しているのでは…」と感じたときは、すぐに始良警察署に御相談ください。

○ 警察本部相談専用電話 #9110

○ 匿名通報ダイヤル

☎ 0120-924-839 (月～金 10:00～17:00)

ウェブ匿名通報

<http://www.tokumei24.jp> (24時間受付)

～「匿名通報」で検索

誇れる自分 誇れる仕事



採用試験区分

*受付終了

警察官 A
(大学卒)

【試験日】
令和8年5月10日

【受付期間】
令和8年3月9日
～
令和8年4月9日

警察官 B
(高校卒業程度)

【試験日】
令和8年9月20日

【受付期間】
令和8年7月15日
～
令和8年8月14日

警察官 A
(大学卒)
<先行実施枠>

【試験日】
令和9年3月頃

【受付期間】
令和8年12月頃
～
令和9年1月頃

※日程については予定

警察官 A・B
<職務経験者>
※職歴が2年以上ある方

【試験日】
令和9年3月頃

【受付期間】
令和8年12月頃
～
令和9年1月頃

※日程については予定